

1

電気通信政策の展開

（１）電気通信政策の展開

電気通信事業分野における競争政策の展開

1 平成17年度以降の接続料算定の在り方について

電気通信事業者間における接続料の算定には、従来、
 実際費用方式が用いられてきたが、情報の非対称性、
 既存事業者の非効率性排除等の点で一定の限界がある
 ため、平成12年に電気通信事業法が改正され、公衆電
 話網の接続料原価の算定に長期増分費用方式^(注)が導
 入された。

しかしながら、携帯電話の普及やIP電話の急速な台頭により、固定電話の通信量が大幅かつ継続的に減少するなど、固定電話を取り巻く環境は大きく変化して

いる。こうした状況を踏まえ、総務省では、平成16年4月、平成17年度以降の接続料算定の在り方について情報通信審議会に諮問した。情報通信審議会は、同年10月、接続料の算定方法、NTS（Non Traffic Sensitive）コスト（通信量の大小に関わらず発生するコスト）の扱い等について答申した（図表、）。

総務省では、回答申を踏まえ、接続料規則の改正を行い、新たな接続料が平成17年4月より適用されている。

図表 情報通信審議会答申の主な内容（接続料関係）

1 接続料の水準

本来は基本料の原価であるNTSコストを接続料の原価から控除
基本料金への影響を考慮し、2005年度から5年かけて段階的に控除
新しいILRICモデルを2005年度～2007年度(3年間)に適用

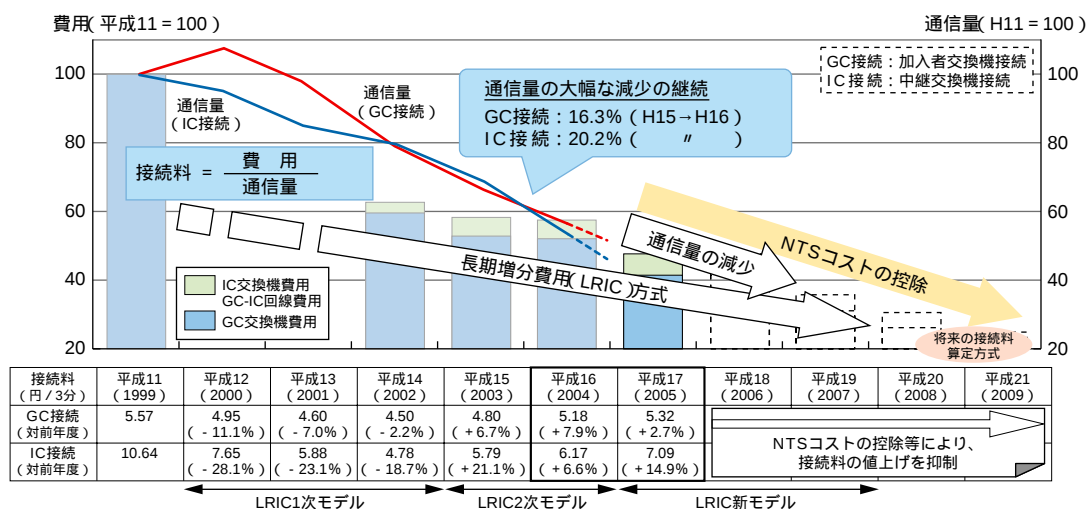
2 入力値(精算の是非)

可能な限り直近の入力値(前年度下期+当年度上期の予測トラヒック等)を、毎年度入れ替えて用いることとし、精算は行わない。

3 東西接続料金の均一

引き続き接続料の東西均一を維持
(NTT東日本に比べてNTT西日本の接続料費用は高く(約2割)、そのまま適用した場合、利用者料金に東西格差が生じる可能性があるが、利用者料金の地域格差について社会的コンセンサスを得られているとは言えないため。)

図表 平成17年度接続料、平成16年度仮精算値について



(注) 長期増分費用方式とは、ネットワークの費用を、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する前提で費用を算定する方式

2 基本料・施設設置負担金の在り方の検討

平成16年4月の情報通信審議会への諮問では、NTSコストの扱いを検討するため、併せて基本料・施設設置負担金の在り方についても検討が行われた。情報通信審議会は同年10月、基本料・施設設置負担金の在り方等について答申した（図表）。東・西NTTにおいては同答申を踏まえ、平成17年1月に基本料等の改定を、同年3月には施設設置負担金の改定を実施した。

3 ユニバーサルサービス基金制度の在り方の検討

ユニバーサルサービス基金制度とは、国民生活に必要不可欠な電気通信サービスのあまねく日本全国における提供を確保するため、平成14年6月に導入された

制度である。当初より、導入時から2年を目途として制度の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていた。また、制度の導入からこれまでの間、固定電話を上回る携帯電話の普及の進展やIP電話の急速な普及が見受けられ、今後は直収電話の本格的な展開が見込まれること、東・西NTTの基本料及び施設設置負担金の値下げ等により電気通信分野における更なる競争の進展が見込まれている。これらを踏まえ、総務省では、平成16年11月、情報通信審議会にユニバーサルサービスの範囲、ユニバーサルサービスの維持に係る費用の算定方法及び同費用の負担方法等、ユニバーサルサービス基金制度の在り方について諮問した。

図表 情報通信審議会答申の主な内容（基本料・施設設置負担金関係）

1 基本料の在り方について

（1）基本料の配賦基準の見直しが必要

収益・費用の役務別・細目別の帰属を決定するにあたっては、直接帰属させることが可能なものは直接帰属させることを原則とすべき
適正料金を確保する観点から基本料に係る費用についても、一定レベルでの情報開示を進めることが必要

（2）料金体系の在り方

級局区分や事住区分といった料金格差を設けていることは、今後の競争環境への対応という点で一部適していない面を有しており、NTT東西においては、今後の競争環境の変化を視野に入れた自らの料金戦略に基づく料金設定が期待される
級局・事住区分を含めた全体の料金体系の見直しを行う場合、負担の変動について社会的コンセンサスを得るためには、NTT東西において、積極的な情報の開示を通じて、現在の料金設定の考え方やそれを変更する理由等について十分な説明を行う努力が必要

（3）NTSコストの付替えの期間は5年とすることが必要

平成17年度以降の接続料算定にあたっては、NTSコストを接続料原価から除くことが必要であり、その方法としては、まずは、基本料の費用での吸収を検討することが必要
基本料収支に与える影響を考慮すれば、付替えの期間は5年とすることが必要であると考えられる

2 施設設置負担金の在り方について

（1）施設設置負担金は、本来の意義を失っている

既に本来の意義を失い、新規加入の妨げとなり得る施設設置負担金については、NTT東西が今後の競争環境へ対応するための自らの料金戦略として、廃止も選択肢とした見直しを欲するのであれば、それは容認されるべきものとする

（2）施設設置負担金の見直しにあたっての留意点

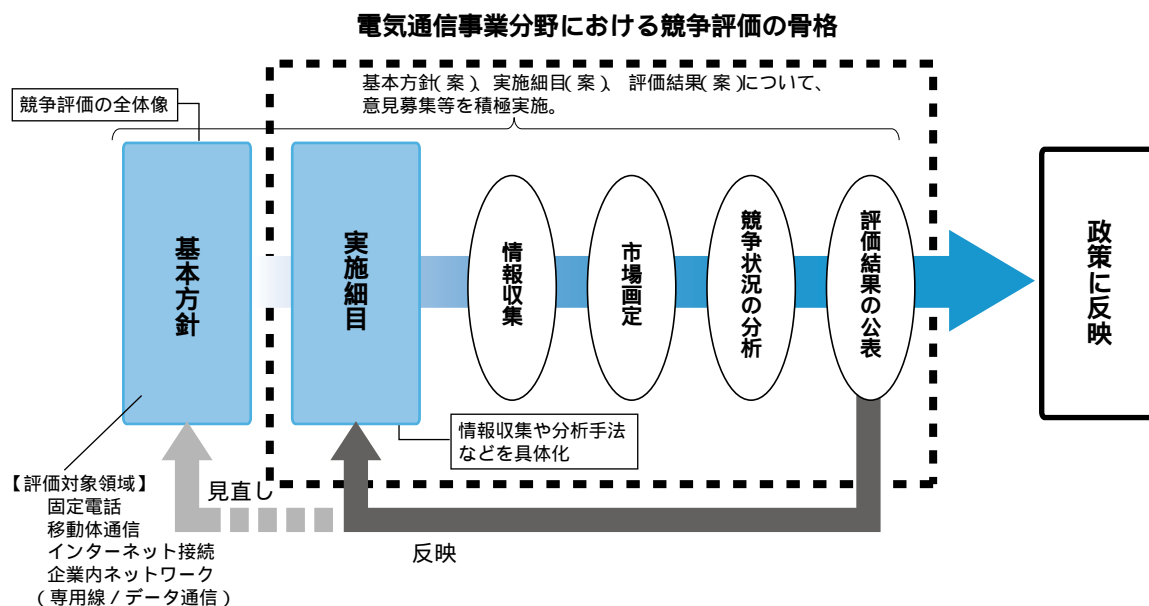
施設設置負担金の見直しにあたっては、事前に十分な情報開示に努めること、国民の理解を得られるような十分な説明責任を果たすこと、既存加入者や関連市場等に対し一定の配慮を行うことが求められる

4 電気通信事業分野における競争評価の実施

総務省では、IP化・ブロードバンド化等を背景として複雑化する電気通信事業分野の競争状況を正確に把握し、政策に反映していくため、平成15年度より「電気通信事業分野における競争状況の評価」の取組を開始している。平成16年度の競争評価は、平成15年度の対象である「インターネット接続」領域及び「企業内

ネットワーク」領域に加え、「移動体通信」領域及び「IP電話」を新たに分析、評価の対象とした。これらは今後、サービスの融合が進み、そのことが端末のみならずネットワーク構築にも影響を与えると予想されることから、ブロードバンド、携帯電話及びIP電話の3つのサービスの今後の関係にも注目しつつ、競争状況の分析、評価を実施した（図表 ）。

図表 電気通信事業分野における競争評価



1

電気通信政策の展開

(2) 事業者間の紛争処理

ルール型行政への移行の中で重要性を増す電気通信事業紛争処理委員会

平成13年11月に創設された電気通信事業紛争処理委員会では、事業者間に紛争が生じた場合において、その円滑な解決を図るため、あっせん・仲裁等の手続を行うとともに、接続の協議命令等の総務大臣による行政処分を行う際の諮問機関として審議を行っている。

電気通信分野においては、サービスの高度化・多様化、IP化の進展に伴い、事業者間の複雑な紛争事案が生じている。そのため、電気通信事業紛争処理委員会は、既往のルールがなくとも、電気通信サービスの公益性と利用者保護の観点から、個別の紛争事案において柔軟で妥当な解決案を提示している。また、電気通信事業紛争処理委員会では、紛争処理や、総務大臣からの諮問事項の審議等を通じてルール未整備が判明し

た場合、総務大臣に対して、新ルール整備を勧告するとともに、先例を積み重ねていくことによって、総務大臣が新ルール整備に取り組むことを期待している。

電気通信事業紛争処理委員会は、平成16年度末までに37件の事案を処理するとともに、総務大臣へ2件の勧告を行った。

このように正式な紛争処理手続は一定の成果をあげているが、電気通信事業紛争処理委員会では、正式な紛争処理手続に入る前段階から紛争処理に関する情報提供体制を充実するとともに、電気通信事業者からの各種相談に対して適切な助言を行うため、平成16年12月、「電気通信事業紛争処理相談窓口」を開設し、適切な紛争解決方策の助言等を行っている。

図表 電気通信事業紛争処理委員会による紛争処理状況（平成13年11月30日～17年3月31日）

1 紛争処理等件数

あっせん 29件

- 「接続の諾否」に関する件（3件）
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件（5件）
- 「設備の運用」に関する件（2件）
- 「接続に係る費用負担」に関する件（18件）
- 「接続に係る工事」に関する件（1件）

仲裁 3件

- 「接続に係る工事」に関する件（1件）（仲裁不実行）
- 「接続に係る費用負担」に関する件（2件）（仲裁不実行）

諮問に対する答申 5件

- 業務改善命令（2件）
- 料金設定権に関する裁定（1件）
- 土地等の使用に関する認可（1件）
- 接続に関する協議再開命令（1件）

2 総務大臣への勧告

勧告	概要
コロケーションルールの改善に向けた勧告 （平成14年2月26日）	コロケーションについて、第一種指定電気通信設備設置事業者において、接続事業者からの利用請求の先後だけでなく、コロケーション利用の緊急性も優先度として考慮されるようにすべきことを勧告
接続における適正な料金設定が行い得る仕組の整備の勧告 （平成14年11月5日）	接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組を検討し、整備すべきことを勧告

全放送メディアの円滑なデジタル化に向けて

1 放送のデジタル化の推進

放送のデジタル化は、国民生活に密着した放送メディアの高品質化、高機能化等を実現するものであり、我が国では、CS放送・BS放送・ケーブルテレビに続き、基幹放送である地上テレビジョン放送についても、平成15年12月に東京・名古屋・大阪の三大都市圏においてデジタル放送が開始された。地上デジタルテレビジョン放送は、今後、順次放送エリアを拡大し、三大広域圏以外の地域においても平成18（2006）年末までに放送を開始し、平成23（2011）年には現在のアナログ放送を終了し、デジタル放送に全面移行する予定となっている。

放送のデジタル化は、これまで一方的に視聴者が受け身でサービスを享受していた視聴の形態を革命的に変革し、国民、視聴者自らが能動的に働きかける視聴スタイルを現出させ、国民に、今までの放送にない高度で多彩なサービスを提供することにより、アナログ

技術の段階では考えられなかった様々な視聴形態を可能とするとともに、国民共有の資源である電波の利用効率を飛躍的に高め、更なる高度利用への可能性を拓くものである。

総務省では、平成23年のデジタル放送への完全移行の実現に向け、地上デジタル推進全国会議等と連携しつつ、全放送のデジタル化を推進している。

2 「地上デジタル推進全国会議」における取組

平成15年5月に、地上デジタル放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織として、放送事業者・メーカー・販売店・消費者団体・地方公共団体・マスコミ・経済団体等、幅広い分野のトップリーダー及び総務省等の関係省庁からなる「地上デジタル推進全国会議」が設置されており、官民一体となって普及を推進する体制となっている。

図表 各関係者の具体的取組

■ 地上テレビ放送事業者 - 関東、近畿広域圏においては遅くとも2005年12月まで、中京広域圏では遅くとも2006年12月までのフルパワー実現 - 三大広域圏以外の地域においては、同一地域の放送事業者が、可能な限り早期に、同時開局することを目標として取組を進める - 地域における地上デジタル放送サービスの開始時期（親局）について、ロードマップに掲げる時期を目標として積極的に取り組む - 携帯端末向け放送の実用化（2005年度末頃まで）や、サーバー型放送の実用化（2006年度まで）を推進するとともに、教育、防災等公共分野における新たな活用方法の開発を推進し、デジタルならではの高度サービスの普及を促進	■ ケーブルテレビ事業者 - 業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴い可能な限り早期にデジタル再送信を推進 - 自社の地上デジタル放送の再送信開始時期、受信方法、サービス提供エリア等が決まり次第速やかに加入者に十分な周知を実施 - 地上デジタル放送再送信の仕様の策定を踏まえCATV用セットトップボックスの積極的導入
■ 受信機メーカー、販売店等 - 視聴者ニーズも踏まえ、より一層、受信機の多様化、低価格を進め、視聴者の選択肢の拡大を図る（小型受信機、車載機等） - 携帯端末向け放送の実用化（2005年度末頃まで）や、サーバー型放送の実用化（2006年度まで）の動きを踏まえ、これらの高度サービスに対応する受信端末を開発・実用化 - 大型の操作ボタンや機能別配色など、高齢者や障害者を含め、すべての視聴者にとってより使いやすい受信機やリモコンを開発・供給	
■ 地上デジタル放送推進協会（D-PA） - 地上デジタルテレビジョン放送及びその受信の普及促進、放送エリア情報の周知・広報、問い合わせや質問に答える視聴者対応、送受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する連絡調整などに取り組む - デジタル放送の普及推進を目的とした他の関係団体とも連携を強化し、普及推進の中心的な役割を担う	■ 地上デジタル推進全国会議 - 今後、次のような推進体制の整備を図る - 総務省、放送事業者、D-PA、視聴者等の間で、周知広報の具体策について意見交換を行う場を設け、視聴者ニーズの確実な反映を図る 2011年から逆算した、取り組むべき事項・スケジュール等の一層の明確化を図るための場を設け、本行動計画に沿った取組をより効果的に推進する
■ 地方公共団体 - 公共分野における地上デジタル放送の高度サービス等の積極的な活用に向け、住民サービスを向上させる新たな情報通信基盤として、その利活用を進めるアプリケーションの共同研究・開発等を推進 - 地上放送のデジタル化やアナログ周波数変更対策に関する住民への周知に協力	
■ 政府（総務省） - 公共分野において、地上デジタル放送ならではの高度な機能を活用したサービスの可能性を視聴者に提示し、新たな需要喚起 - 既存インフラの活用等、地上デジタル放送の全国均衡のとれた整備を実現するための環境整備を推進 - 情報通信審議会中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成16年 諮問第8号） - 消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁や地方公共団体と密接な連携を図りつつ、携帯端末向け放送、サーバー型放送の公共分野における利活用や通信インフラの利活用に関する実証実験を実施（平成17年度予算）	

同会議においては、平成16年12月、地上デジタル放送用受信機の普及目標や各関係者の取り組むべき具体的な事項等を取りまとめた「デジタル放送推進のための行動計画（第5次）」を策定した（図表）。今次改定では、地上デジタル放送開始後の順調な普及を受け、今後の全国普及を加速していくためには、視聴者の認知と理解、放送エリアの早期拡大、低廉・多様な受信機の普及、高度サービスの開発・普及・促進が不可欠であるとの認識の下、地上デジタル放送へ完全移行する平成23年から逆算した取り組むべき事項とスケジュールの明確化及び視聴者ニーズを確実に反映する体制の充実等が盛り込まれている。

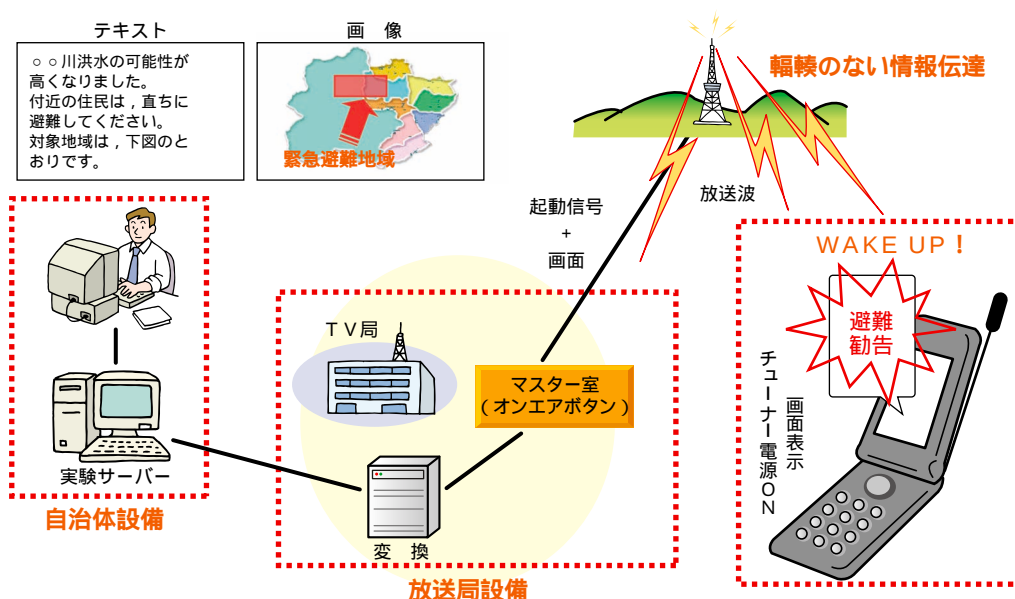
3 公共分野における地上デジタル放送の高度な利活用

地上デジタル放送においては、既にデータ放送や双方向サービスなど新たなサービスの提供が開始されており、今後は、移動体受信機向けの放送や蓄積型の放送等、さらに利便性の高い、多様なサービスの実現が

見込まれ、デジタルテレビが家庭の新たなICT基盤となっていくことが期待されている。また、デジタル放送への完全移行に向け、全国各地における円滑な普及を推進するためには、地上デジタル放送の様々な利活用の可能性を視聴者に提示していくとともに、より効果的かつ着実な普及方を多角的に検討することが必要である。

そこで総務省では、幅広い分野における地上デジタル放送の今後の利活用の在り方や、その実現に向けた課題と解決策、行政が果たすべき役割について、平成16年1月、情報通信審議会に諮問し、同年7月、中間答申を受けた。この答申を受け、総務省では、防災・教育等の公共分野において、地上デジタル放送の高度な利活用を想定したモデル的なシステムを構築し、携帯端末向け放送、サーバー型放送等、地上デジタル放送ならではの高度な機能を活かした新たなサービスの開発を目的とするパイロット事業を実施することとしている（図表）。

図表 防災分野における地上デジタル放送の活用イメージ



4 放送のデジタル化に伴う諸課題への対応

平成15年12月、地上デジタルテレビジョン放送が開始され、地上、衛星、ケーブルのいずれの分野においても放送のデジタル化が進展しつつある。

今後、デジタル化された放送インフラの高度利活用や高度化する情報通信ネットワークとの連携による新しいサービスの展開、ユビキタスな放送利用環境の充実及びデジタル環境下における放送番組等のコンテンツ利活用等が円滑に進展し、デジタル化を通じて放送が国民生活の利便性等の向上、活力ある経済社会の構築、新たな文化の創造等に大きく寄与することが期待されている。このような環境の中で、デジタル放送への円滑な移行と多様な国民視聴者のニーズ等に的確に応えうる放送の発展に向けて、総務省では、平成16年7月から「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」を開催し、デジタル化の進展と新しい放送サービスの展開、デジタル放送時代の公共放送、デジタル時代における放送コンテンツ等について検討を行っている。

5 デジタル時代のラジオ放送の将来像

地上ラジオ放送は、受信機の設置や操作の簡便性、携帯性、受信機が安価、広い受信エリアといった特性を生かし、国民生活に最も密着した音声メディアとして広く普及するとともに、非常災害時の情報ツールとして重要な機能を果たしている。一方、近年の多メディア化の進展に伴い、地上ラジオ放送は、衛星モバイル放送や移動体データ通信等との競合関係が強まりつ

つあり、さらに、携帯端末向け地上デジタルテレビジョン放送が平成17年度中にも開始される予定であり、一層の競合も予想される。

地上ラジオ放送を巡る環境が急速に変化する中で、多くのローカル局が厳しい経営環境に直面する一方、平成15年10月より東京・大阪でデジタルラジオ放送の実用化試験放送が開始され、地上ラジオ放送事業者のデジタル化への期待も高まりつつある。こうした状況を踏まえ、総務省では、平成16年9月から「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」において、デジタル時代における地上ラジオ放送の基本的役割、多メディア・デジタル時代の地上ラジオ放送のビジネスモデル等発展方策や、これらを踏まえた地上ラジオ放送の将来像を検討している。

6 放送局の外資規制の見直し

地上放送は、国民的財産である公共の電波を使用するものであり、その有限希少性が強く、また、災害時等において国民生活に不可欠な情報を伝達するという大きな役割を担っており、災害対策基本法における指定地方公共機関等としても位置付けられてきている。

近年における我が国への対内投資の増加、株式保有・出資の在り方の急激な変化等の状況変化を受け、総務省では、地上放送の外資規制について、現在ある直接出資規制に加えて、新たに間接出資規制を導入するため、平成17年4月、「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出した。

3

電波の有効利用政策の推進

電波開放戦略の推進

1 新たな電波の有効利用方策の必要性

我が国の電波利用は、民間分野で急速に拡大しており、無線局数は平成17年3月末には9,600万局を超えている。民間分野での電波利用は、携帯電話等を中心に広く一般国民に普及し、無線通信の内容も音声通信からデータ通信、映像通信へとブロードバンド化が急速に進展した。こうした無線サービスを一層発展させるためには、現在の深刻な電波の逼迫状況においても、かつてない大量の電波の確保が必要であり、新たな電波の有効利用の推進方策が喫緊の課題となっている。

2 周波数割当の見直し

ワイヤレスブロードバンド環境を構築するにあたっては、その中核を担う移動通信システムや無線LAN等に大量の電波の確保が必要不可欠となる。このため、総務省では、周波数再配分の基本的な考え方について、平成15年10月に「周波数の再編方針」を策定・公表した。その中で、中期的（5年以内）には1.7GHz帯及び2.5GHz帯を中心に、約330～340MHz幅の周波数を移動通信システム用として確保するよう再編を検討することとしている。

さらに、平成15年度の電波の利用状況調査の評価結果（平成16年3月公表）を受け、周波数の再編を円滑かつ着実にフォローアップするための「周波数再編アクションプラン」を平成16年8月に策定している。なお、周波数再編アクションプランについては、毎年度実施される電波の利用状況調査の評価結果及び電波利用環境の変化等を踏まえ、逐次見直しを行うこととしている。

3 電波開放戦略の推進

(1) 電波再配分のための給付金制度の導入

新たな電波需要に積極的に対応するためには、実際の電波の利用状況を把握した上で、電波の迅速かつ円滑な再配分を実施することが必要である。電波の再配分を実施すると、既存の電波利用者にとっては、過去

に投資して取得・建設した無線設備が使えなくなるほか、撤去費用、新規設備の取得等、経済的な費用負担が生じるおそれがある。このため、平成16年に電波法を改正し、電波の迅速な再配分を円滑化する観点から、周波数の使用期限を短縮される既存の電波利用者に対して、当該使用期限の短縮により通常生じる費用を給付金として支給する制度を導入した。

今後、総務省では、電波の利用状況の調査・公表・評価制度と給付金制度を活用して電波の迅速な再配分を実施することとしている。平成16年度から、平成14年度に実施した電波の利用状況調査の評価結果（平成15年5月電波監理審議会答申）を踏まえ、平成17年中に、4.9～5.0GHz帯（電気通信業務用固定局が使用している周波数帯）において、大都市圏で高出力の屋外無線LANが自由に利用できる環境を整備するため、平成19（2007）年11月末とされている使用期限を2年間前倒しすることを目的として、関東・東海・近畿圏の既存の電波利用者に対して給付金を支給している。

(2) 登録制度の導入

今後、「いつでも」「どこでも」「誰でも」「何でも」つながるユビキタスネット社会を構築していくためには、有限かつ希少な電波の有効利用を更に進め、混信の防止など電波利用の秩序を維持しつつ、電波ビジネスの自由な事業展開を図り、電波の多重利用を推進することが必要である。このような観点から、平成16年に電波法を改正し、高出力の屋外無線LANなど共同利用型の無線システムについては、電波の秩序を維持しつつ、現行の「事前チェック型」の免許制度の規制を緩和し、これに代わる「事後チェック型」の登録制度を導入した。

登録制度の導入により、これまで無線局1局ごとに詳細情報に基づき免許していたものが、同一使用形態の無線局をまとめて登録できるようになるほか、登録に基づき個々の無線局の自由な設置（詳細情報を事後届出）が可能となるなど、無線局の開設手続が大幅に迅速化・簡素化され、電波の自由な利用が促進される

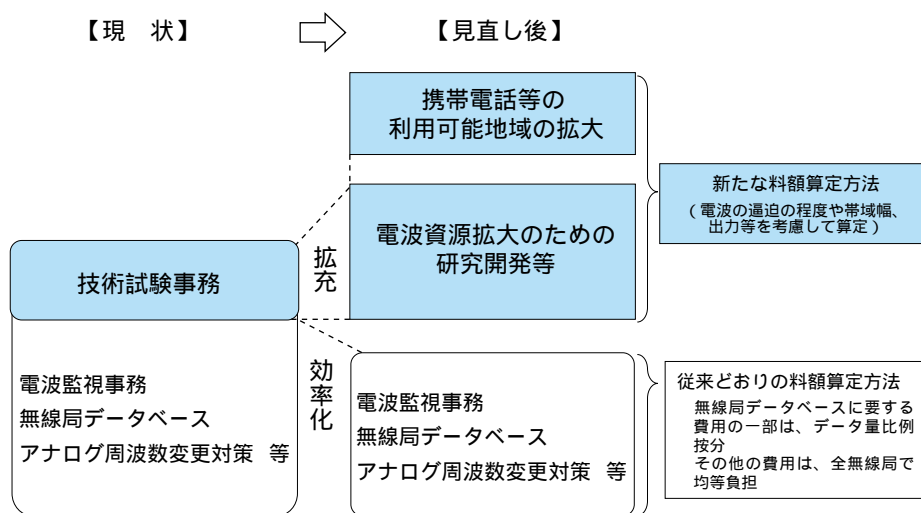
ことが期待される。

(3) 電波利用料制度の見直し

電波利用料制度については、制度の導入から既に12年以上が経過し、その間、携帯電話や無線LAN等電波を活用したビジネスの発展等、電波利用料を巡る諸事情は大きく変化した。このため、総務省では、「電波

有効利用政策研究会」において電波利用料制度の見直しに向けた検討を進め、平成16年10月の同研究会の提言を踏まえ、平成17年2月、電波法の改正案を第162回国会に提出した（図表、 ）。

図表 電波利用料制度の見直しの概要



図表 電波利用料制度の見直しによる用途の拡充

現状	【総額約580億円】	改正	【17年度予算 総額約617億円】
1. 電波監視	【約72億円】	1. (同左)	【約70億円】
2. 無線局データベースの管理	【約130億円】	2. (同左)	【約95億円】
3. 技術基準策定業務	【約85億円】	3. 従来の技術基準策定業務に加えて、 電波資源の拡大のための研究開発	【約144億円】
		例：移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた研究開発 ～周囲の電波環境を適切に把握し、これに自律的に適応する技術の開発	【約32億円】
4. アナログ周波数変更対策業務	【約202億円】	4. (同左)	【約202億円】
5. 電波再配分対策業務	【約2億円】	5. (同左)	【約2億円】
		6. 携帯電話等の利用可能地域の拡大	【約30億円】

